

芦屋市条例第 3 6 号

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 2 4 年芦屋市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（布設工事監督者を配置する工事） 第 2 条 <u>法第 1 2 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工</u>事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。 (1)・(2) （略） （布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>	（布設工事監督者を配置する工事） 第 2 条 第 1 2 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。 (1)・(2) （略） （布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を

改正後	改正前
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「<u>高等学校等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技</u>	有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する<u>学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
<u>術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学の課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学の専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては<u>2年以上</u>、第2号の卒業者にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (10) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による<u>土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であつて、<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (11) 10年以上<u>水道等</u>の工事にに関する技術上の実務に従事した	(5) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に<u>関する</u>課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に<u>関する</u>専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては<u>1年以上</u>、第2号の卒業者にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程<u>又は学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 10年以上<u>水道</u>の工事にに関する技術上の実務に従事した経

改正後	改正前
経験を有する者（<u>５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （水道技術管理者の資格） 第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程<u>以外の課程</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）について	験を有する者 （水道技術管理者の資格） 第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>布設工事監督者に必要な資格を有する者</u> (2) 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の</u>

改正後	改正前
は7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) (略) (6) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (7) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) (略)	前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) (略) (6) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第3条及び第4条に規定する資格を有している者は、改正後の芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第3条及び第4条に規定する資格を有している者とみなす。